

寒波到来!!

～積雪・路面の凍結によるスリップ事故に要注意～

事故多発中



雪道等での注意事項

- 速度を控えめに、車間距離を広めにとりましょう。
- 急加速、急ブレーキや急ハンドルなどの「急」がつく運転はやめましょう。
- できるだけ他車が通った跡を選んで走行しましょう。
- 日陰部分は路面凍結や雪が溶けずに残っていることがあるので、注意して走行しましょう。
- トンネル付近や橋の上は、風を遮るものがないため、積雪がなくても路面が凍結している可能性があるので注意しましょう。
- 大雪が予想される場合や雪道等での運転に不安を感じた場合は、運転を控えましょう。

知っていますか？！

積雪・凍結道路において自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、ノーマルタイヤのまま走行するなど、路面の状況に応じた効果的な滑り止めの措置を講じない場合、**道路交通法違反**となります。

☆関係法令～道路交通法第71条第6号、広島県道路交通法施行細則第10条第2号
【反則金】 大型車7,000円、普通車6,000円
【罰則】 5万円以下の罰金